

大分市土木設計業務等委託契約における  
設計変更ガイドライン  
【 土 木 】

令和4年7月15日

大分市 契約監理課 工事検査室

## 【 目 次 】

<b>1. はじめに</b>	・・・	1
(1) 土木設計業務等の特性	・・・	1
(2) 発注者・受注者の留意事項	・・・	1
<b>2. 設計業務等の変更の手続きフロー</b>	・・・	2
<b>3. 設計図書の点検</b>	・・・	3
(1) 設計図書の点検	・・・	3
(2) 設計図書の点検の範囲	・・・	3
<b>4. 設計業務等の変更の対象となり得るケース</b>	・・・	4
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が 一致しない場合の手続	・・・	5
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続	・・・	6
(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続	・・・	7
(4) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続	・・・	8
(5) 発注者が必要であると認め 設計図書の内容を変更する場合の手続	・・・	9
(6) 業務中止の場合の手続	・・・	10
(7) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続	・・・	11
(8) 設計図書の点検の範囲を超えるもの	・・・	12
<b>5. 設計業務等の変更の対象とならないケース</b>	・・・	13
<b>6. その他の関連事項</b>	・・・	14
(1) 履行条件明示	・・・	14
(2) 指定と任意の考え方	・・・	15

## 1. はじめに

### (1) 土木設計業務等の特性

土木設計業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものである。

※「土木設計業務等」とは、測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び調査・計画業務をいう。

### (2) 発注者・受注者の留意事項

#### 【発注者の留意事項】

1. 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。  
また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越（翌債）の適切な運用を行う。
2. 当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して**設計図書（仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書**をいう。以下同じ。）の**変更の円滑化**を図る必要がある。
3. 必要な業務の条件（基本的な計画条件、関係機関との調整条件、貸与資料及び維持管理に係る条件等）を明示した仕様書等を適切に作成する必要がある。

#### 【受注者の留意事項】

1. 入札・応募時点において**設計図書**を確認し、疑義が生じた場合には、**質問**をすることが重要である。
2. 業務中に疑義が生じた場合には、**発注者**と「**協議**」し、業務を進めることが重要である。

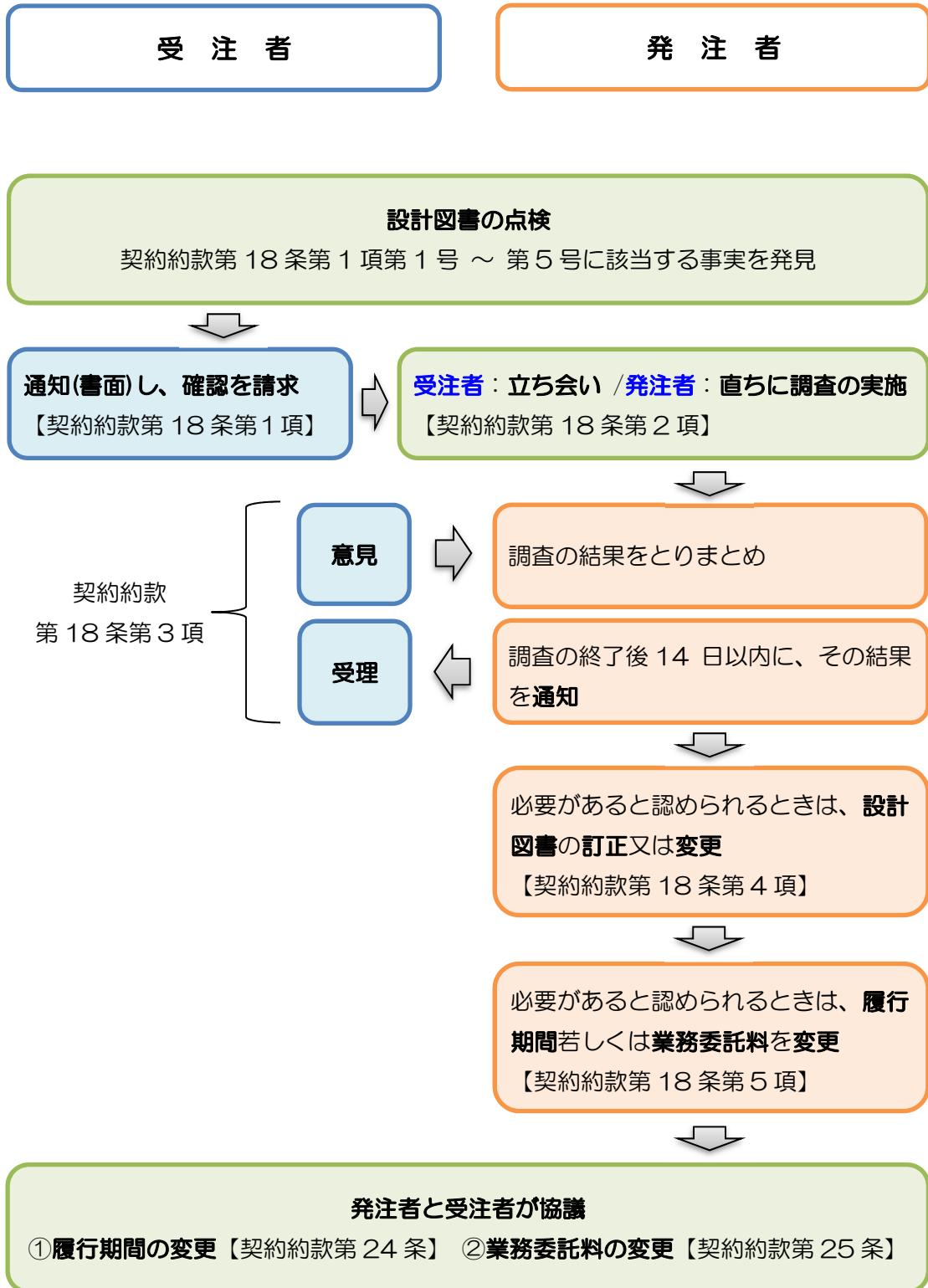
#### 【受注者及び発注者双方の留意事項】

1. 業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。
2. 業務工程の共有や、速やか、かつ適切な**回答**に努めることが重要である。
3. 合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、**設計図書の変更**を行う。

#### ※関係規定

- 大分市土木設計業務等委託契約約款（以下、契約約款）
- 設計業務等共通仕様書（以下、共通仕様書（設計））
- 測量業務共通仕様書（以下、共通仕様書（測量））
- 地質調査業務等共通仕様書（以下、共通仕様書（地質））

## 2. 設計業務等の変更の手続きフロー



### 3. 設計図書の特検

#### (1) 設計図書の特検

**受注者**は、共通仕様書に基づき**設計図書**の内容を十分点検し、契約約款第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に該当する場合は、速やかに**発注者**に**報告**しなければならない。

また、**発注者**は、必ず**受注者**の**設計図書**の特検結果を確認する必要がある。

○ 共通仕様書（設計）第 1106 条 設計図書の支給及び点検

※共通仕様書（測量）では第 107 条、共通仕様書（地質）では第 107 条が該当

1. 受注者から要求があった場合で調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合は調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

#### (2) 設計図書の特検の範囲

**受注者**が行うべき**設計図書**の特検の範囲は、以下のとおりである。

##### (1) 設計図書の内容に係る整合性の確認

- ① 仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の内容の整合確認

##### (2) 設計図書記載の作業現場の状態、履行条件と実際の作業現場の状態、履行条件が一致しているか等の確認

- ① 適用すべき諸基準と整合した業務内容になっているか。
- ② 設計図書と現地が整合しているか。
- ③ 既存業務の成果、適用すべき諸基準の取り違いの不備はないか。
- ④ 既存業務の調査結果等が適切か。調査不足は生じていないか。
- ⑤ 関係機関協議は実施済みか。協議済内容が明示されているか。

## 4. 設計業務等の変更の対象となり得るケース

### 【基本事項】

○ 下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

1. 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延等、**受注者**の責に帰さない事項が確認された場合
2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、**受注者**の責によらず、業務着手できない場合
3. 所定の手続（契約約款第 18 条～第 25 条、共通仕様書（設計）第 1122 条～第 1125 条、共通仕様書（測量）第 123 条～第 126 条及び共通仕様書（地質）第 123 条～第 126 条）を行い、**発注者**が**設計図書**の訂正又は**変更**が必要であると認めた場合
4. 設計の基準となる示方書、指針等が改訂になった場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、**変更協議**の対象）
5. **受注者**の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、**協議**により必要があると認められる場合

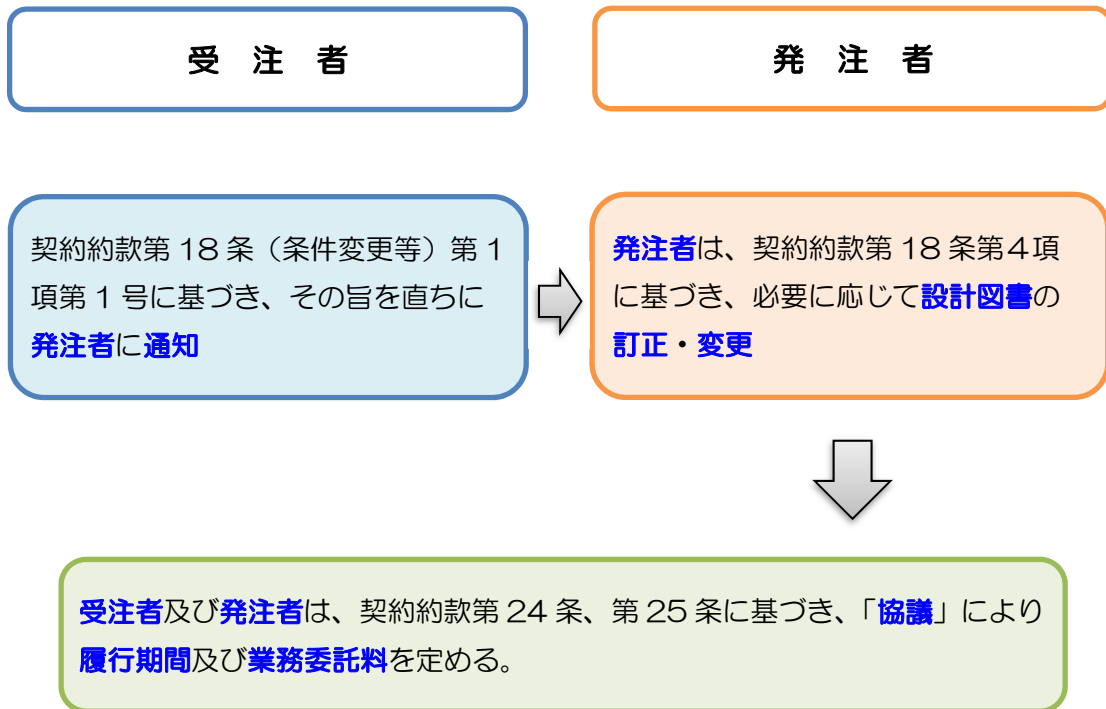
### 【留意事項】

○ 設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意すること。

1. **受注者**及び**発注者**は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、**設計図書の変更協議**にあたる。
2. **受注者**及び**発注者**は、当該業務での**設計図書の変更**の必要性を明確にし、**設計図書の変更**は「**書面**」で行う。  
※「**協議**」、「**指示**」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の**変更**を行わない場合もある。
3. **設計図書の変更**の手続は、その必要が生じた都度、**受注者**及び**発注者**は遅滞なく行うものとする。
4. 技術提案の内容が**設計図書**に反映された場合は、その内容の確認を行う。（プロポーザル方式の場合）

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合の手続（契約約款第 18 条第 1 項第 1 号）

受注者は、図面、仕様書、現場説明書等が一致しない事実を発見したときは、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。



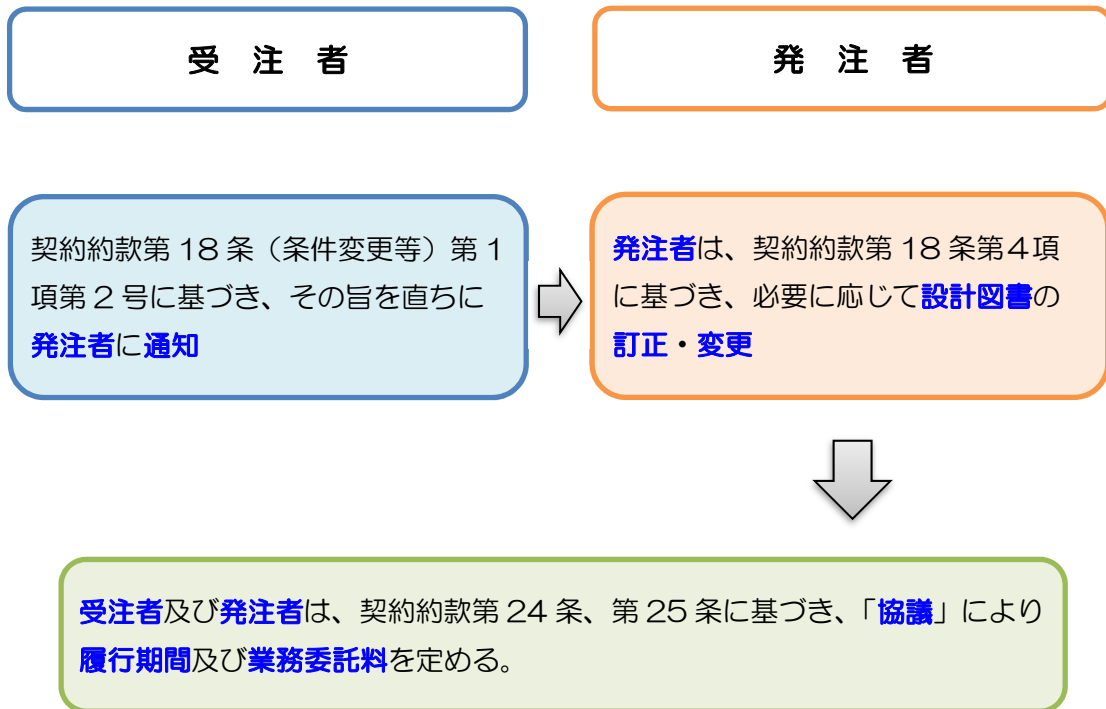
(具体的事例)

- ① 図面と仕様書の設計条件等や数量総括表の記載が一致しない。
- ② 仕様書と設計図書として定めるその他の資料で適用している基準が一致しない。  
等

## (2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続（契約約款第 18 条第 1 項第 2 号）

受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。



### （具体的事例）

- ① 貸与された資料を確認したところ設計図書の数量に誤りがあった。
- ② 必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
- ③ 業務の性格上、条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるために必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。

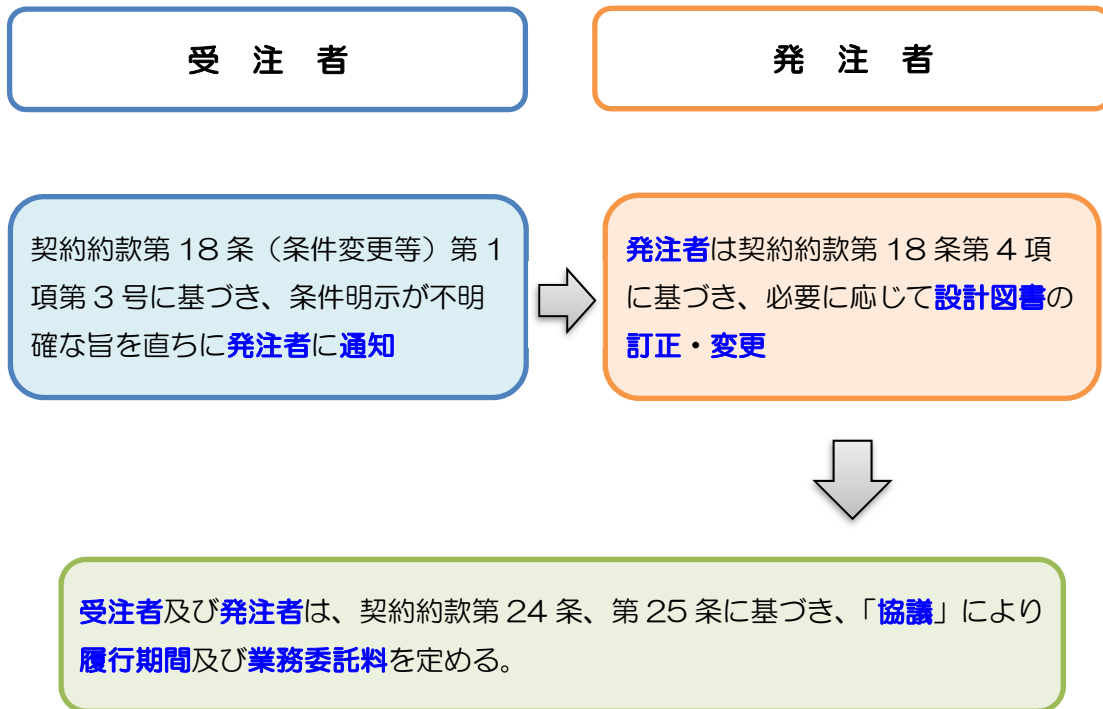
等



### (3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続（契約約款第 18 条第 1 項第 3 号）

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合等のことである。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。



#### (具体的事例)

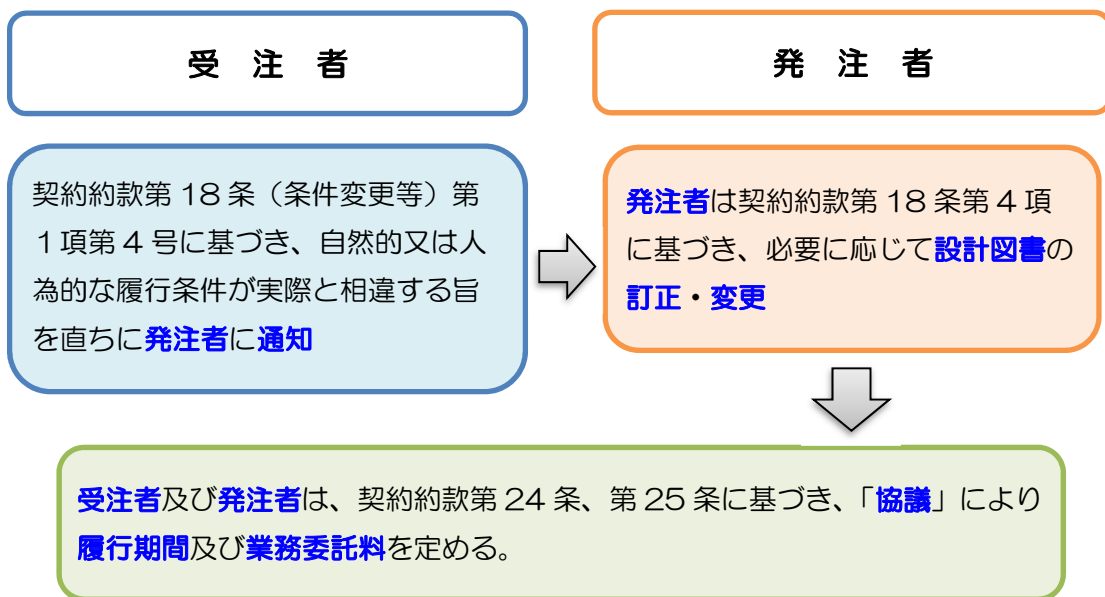
- ① 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが、貸与時期が明記されていない。
- ② 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
- ③ 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
- ④ 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

等

#### (4) 設計図書其自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続 (契約約款第 18 条第 1 項第 4 号)

自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。



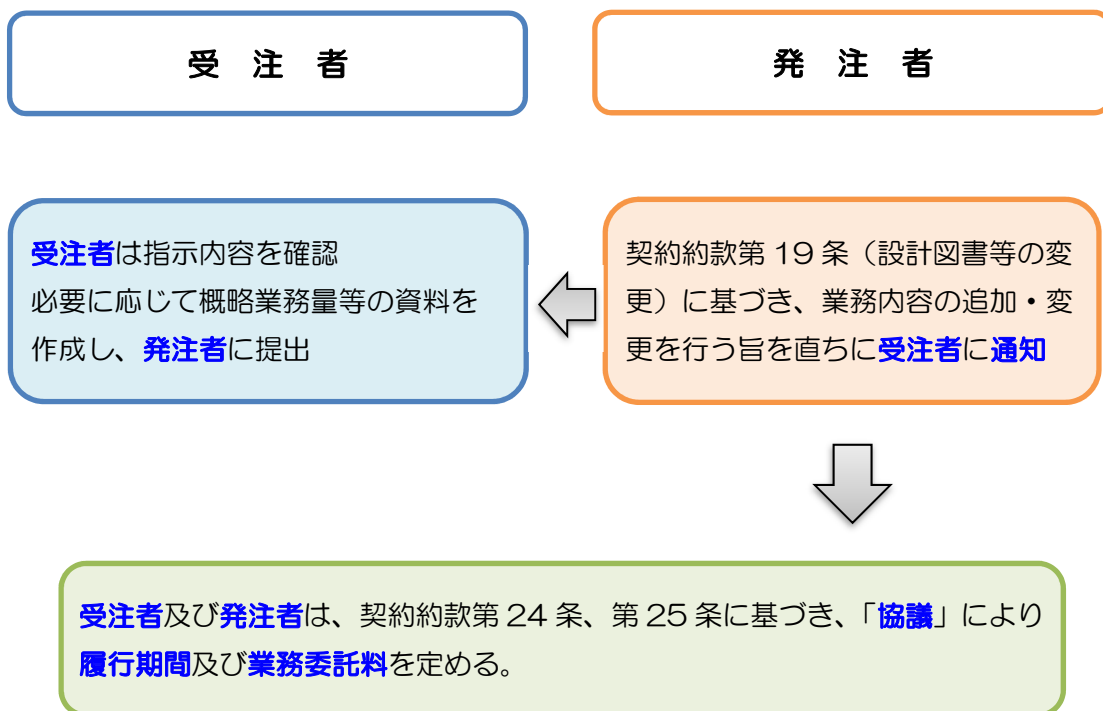
#### (具体的事例)

- ① 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なり、検討するべき項目が増えた。
  - ② 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があるがあった。
  - ③ 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
  - ④ 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
  - ⑤ 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
  - ⑥ 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
  - ⑦ その他、新たな制約等が発生した場合
- 等

(5) 発注者が必要であると認め 設計図書の内容を変更する場合の手続  
(契約約款第 19 条)

業務の履行途中において、**設計図書**の内容を**変更**せざるを得ない事態が生じた際、**発注者**が自らの理由で**変更**を行う場合のことである。

**発注者**は、**設計図書**の内容を**変更**せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに**受注者**に**通知**を行い、**受注者**は**通知**された内容を確認し、**発注者**は必要に応じて**設計図書**の**変更**を行う。



(具体的事例)

- ① 地元調整の結果、履行範囲、履行時間、履行期間を変更する場合
- ② 関係機関との協議により、業務内容の変更、業務の追加をする場合
- ③ 同時に履行する必要がある調査が判明し、その業務を追加する場合 (一体不可分な場合に限る。)

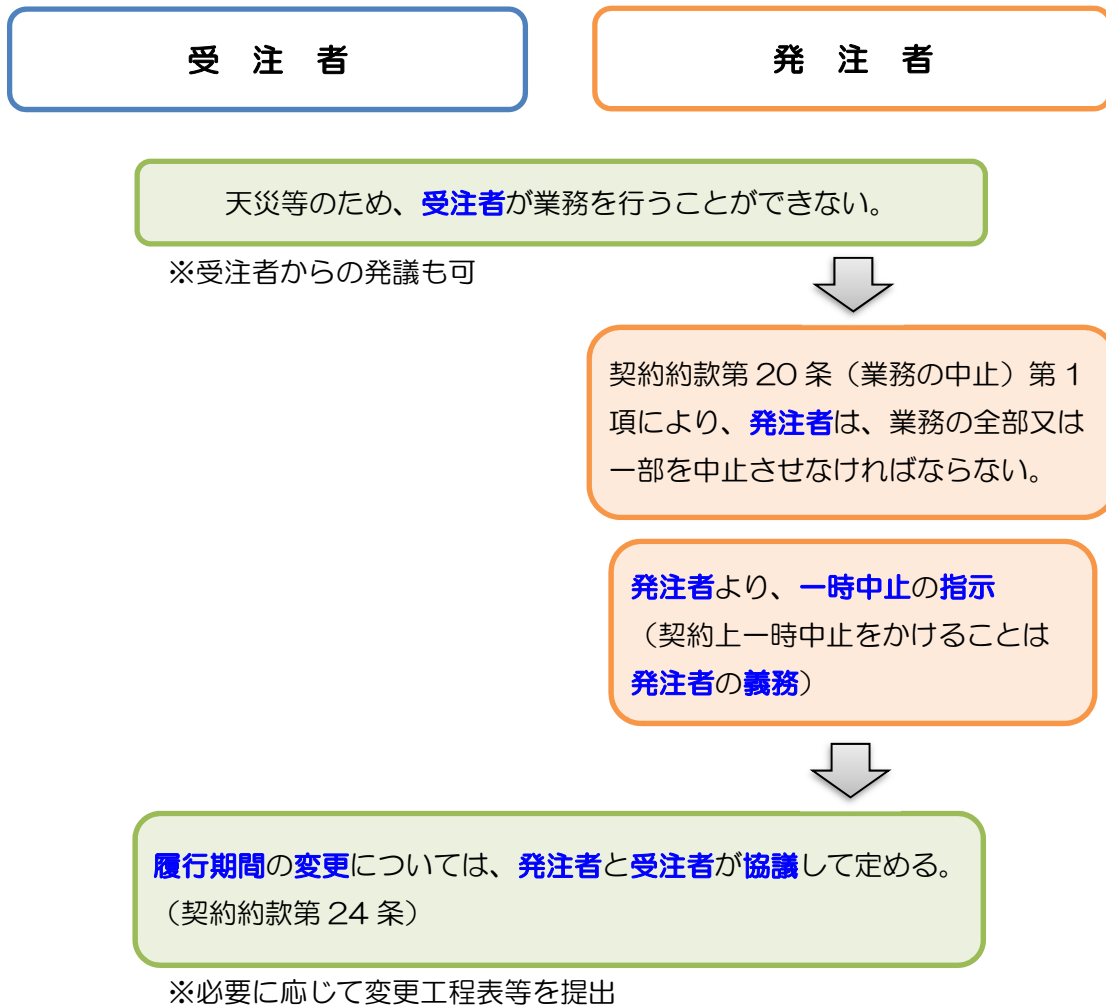
等

## (6) 業務中止の場合の手続（契約約款第 20 条）

※共通仕様書(設計)第 1125 条・共通仕様書(測量)第 126 条・共通仕様書(地質)第 126 条

第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の**受注者**の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる。（現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る。）

この場合には、**発注者**は、業務の全部又は一部を**中止**させなければならない。



### （具体的事例）

- ① 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- ② 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。
- ③ 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった。

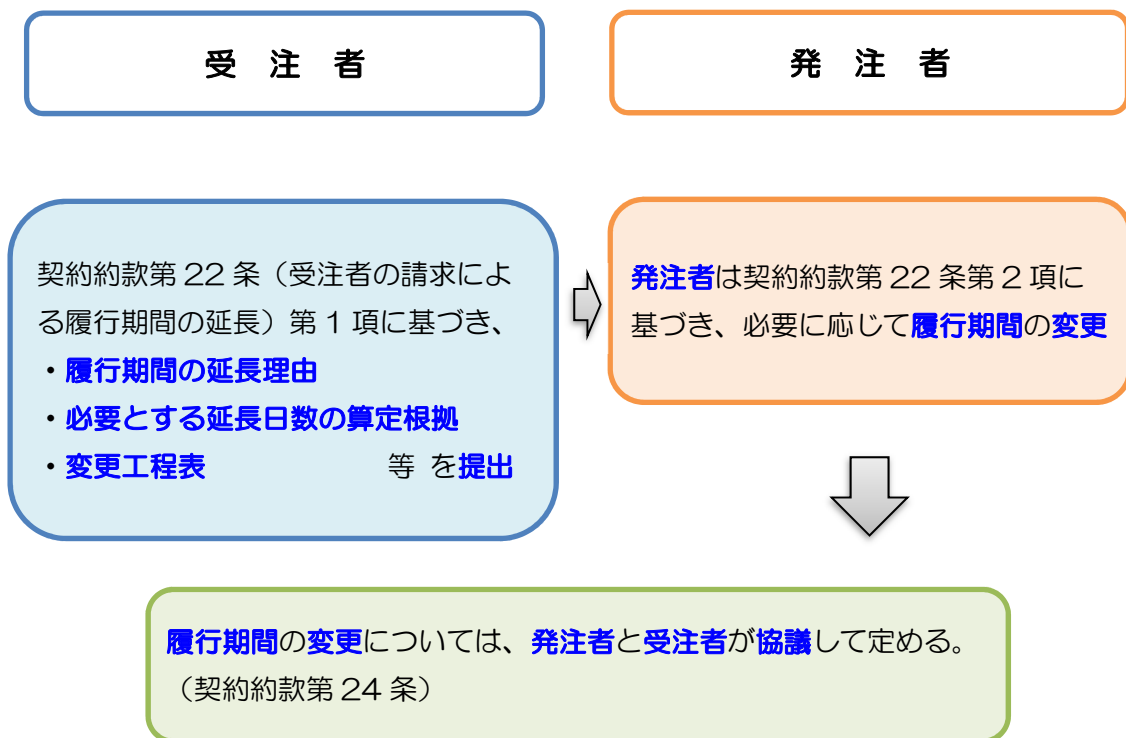
等

(7) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手續（契約約款第 22 条）

※共通仕様書(設計)第 1124 条・共通仕様書(測量)第 125 条・共通仕様書(地質)第 125 条

受注者の責に帰することができない事由（第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等）により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し、必要に応じて履行期間の延長を行う。



(具体的事例)

- ① 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- ② 天災等により業務の履行に支障が生じた。

等

## (8) 設計図書の特検の範囲を越えるもの

※共通仕様書(設計)第 1106 条・共通仕様書(測量)第 107 条・共通仕様書(地質)第 107 条

受注者が行うべき設計図書の特検の範囲を越える作業を実施する場合があげられる。

### (具体的事例)

- ① 提示された過去の調査報告書に誤り又は特検不足があり、追加調査や再特検が必要となった場合
- ② 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再特検が必要となった場合
- ③ 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

等

## 5. 設計業務等の変更の対象とならないケース

### 【基本事項】

○ 下記のような場合においては、原則として契約約款第 24 条及び第 25 条の**変更**ができない。

ただし、契約約款第 26 条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。

1. **設計図書**に条件明示のない事項において、**発注者**と「**協議**」を行わず、**受注者**が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
2. **発注者**と「**協議**」をしているが、**回答**等がない時点で業務を実施した場合
3. 「**承諾**」により業務を実施した場合
4. 契約約款・共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合  
（契約約款第 18 条～第 25 条、共通仕様書（設計）第 1122 条～第 1125 条、共通仕様書（測量）第 123 条～第 126 条及び共通仕様書（地質）第 123 条～第 126 条）
5. 正式な**書面**による**指示**等がない時点で業務を実施した場合

## 6. その他の関連事項

### (1) 履行条件明示

履行条件は、契約条件となるものであることから、発注時点で判明している事項については**設計図書**の中で明示するものとする。

履行条件の明示項目は、具体的な設計条件、隣接又は関連する設計業務等、関係機関との協議、貸与資料の取扱い、部分引渡し及び部分使用の時期等とし、下表を参考に記載するものとする。

また、**発注者**は、明示された履行条件に変更が生じた場合は、契約約款に基づき適切に対応するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項
具体的な設計条件	※道路詳細設計の場合（例） 設計基本条件（道路規格、設計速度等）、その他設計条件（主要構造物の種類及び条件等、河川水路等）、交差点設計、暫定計画の有無及び内容、緑地、その他制約条件 ※橋梁詳細設計の場合（例） 設計基本条件（道路規格、設計荷重、建築限界等）、その他設計条件（河川改修計画、河川管理条件、仮設構造物・橋梁付属物の種類及び条件等、取付道路、護岸設計の有無等）その他制約条件
隣接又は関連する設計業務等	業務名、履行期間、受注者、発注機関名
関係機関との協議	※関係機関との協議が必要な場合 協議が必要な施設名、施設の管理者、協議内容、協議の実施状況及び協議完了予定時期 ※地元関係者との交渉が必要な場合 交渉先名、交渉が必要な内容、交渉の実施状況及び交渉完了予定時期
貸与資料の取扱い	貸与する資料名、貸与予定期間
部分引渡し及び部分使用の時期	※業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合 部分引渡しの指定部分、引渡し時期、引渡し理由 ※成果物の引渡し前において、成果物の全部又は一部を使用する場合 使用する部分、使用する時期、使用する理由



## (2) 指定と任意の考え方

指定と任意については、契約約款第1条第4項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

「指定」とは、**設計図書**のとおり作業を行うもの。

「任意」とは、業務を完了するために必要な一切の手段を**受注者**の責任で行うもの。

なお、指定・任意にかかわらず、**設計図書**に明示した条件が変更となった場合は、契約約款に基づき設計変更を行う必要があることから、履行条件明示をできるだけ明確に行い、適切に設計変更に対応できるようにすることが必要である。

	指 定	任 意
設計図書 (履行方法等の条件)	履行方法等について具体的に指定する。	履行方法等について具体的に指定しない。
履行方法の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意で変更可能 (業務計画書の修正、提出等は必要)
履行方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象としない。
当初明示した条件の変更に 対応した設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象とする。

### (任意における下記のような対応は不適切)

- ① 調査業務等において、条件明示に具体的な手法を指定していないのに、〇〇で積算しているので、「〇〇以外での調査は不可」との対応（現地作業に係るもの）
- ② 新たな手法（解析・分析方法や構造計算プログラム）等の活用について受注者から提案があった場合に「積算上の手法で実施」するよう対応（机上作業に係るもの）